

放課後児童健全育成事業所
はまっこふれあいスクール 運営主体各位

横浜市こども青少年局
放課後児童育成課長

新型コロナウイルス感染症への対応について（通知）
＜新型コロナウイルス感染症関連通知 その2＞

日頃から、本市の放課後施策にご協力いただき、誠にありがとうございます。

標記のとおり、新型コロナウイルス感染症について、1月30日付の通知にてお知らせしていますが、国内において事例が相次いで報告されている状況の中、貴事業所を利用する児童や貴事業所の職員が、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の対応等をお知らせするとともに、感染症拡大防止対策を徹底していただくよう改めてお願いします。

1 利用児童等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

令和2年2月18日に厚生労働省から事務連絡（以下、「事務連絡」という。）がありましたので、周知します。なお、事務連絡に記載されている文言を次のように読み替えてください。

通知の文言	読み替え後
都道府県等	各区福祉保健センター
保育所等	放課後児童健全育成事業所及びはまっ子ふれあいスクール
保育所等が所在する市区町村	放課後児童育成課及び各区こども家庭支援課
臨時休園等	臨時閉所等

(1) 利用児童や職員に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について

事務連絡において、新型コロナウイルス感染症の報告を受けた区福祉保健センターは本人又は保護者の同意を得て、必要な機関へ情報を提供し、必要に応じて放課後児童健全育成事業所及びはまっ子ふれあいスクール（以下、「放課後児童育成事業」と言う。）とも共有することとされています。

そのため、本市内部の共有の過程において、貴事業所を利用する児童や貴事業所の職員であることが判明した場合には、本市から連絡を行うことをあらかじめご了承ください。また、本市からの連絡の前に保護者や職員本人から申告があった場合には、下記担当までご連絡ください。

なお、当該児童の保護者に対して、治癒するまでの間、貴事業所の利用を控えるよう本市が要請します。また、貴事業所の職員が罹患した場合には、当該職員が治癒するまでの間、出勤することのないようお願いいたします。

(2) 閉所の要請について

事務連絡において、公衆衛生対策の観点から臨時閉所を要請することを想定していますが、現時点では本市において臨時閉所の要請を行う判断に至っておらず、各事業所におかれましては、感染症対策を徹底していただいた上で、通常通り開所していただきますようお願いいたします。

(3) 学校との連携について

学校における新型コロナウイルス感染症対策及び発生が確認された場合の対応に関する学校長宛の通知（以下、「校長宛て通知」という。）がありましたので、周知するとともに次のとおり学校との連携を図るようお願いいたします。

ア 流行時の学校教育活動の変更等に応じた事業所運営について

校長宛て通知において、学校は、感染症の流行時には校内外を問わず学校行事、学年行事、部活動等の活動内容や形態の変更、延期や中止を検討し、放課後児童育成事業所と共有することとされています。

学校から、行事等の変更等の連絡を受けた際には、その内容に応じて事業所の開所時間や活動内容の変更等について、対応していただくようお願いいたします。

イ 学校で新型コロナウイルス感染症発生が確認された時の対応

校長宛て通知において、学校で新型コロナウイルス感染症発生が確認された時の対応として、放課後児童育成事業所と連携し、感染拡大防止策を講じることとされています。

そのため、学校と連携した感染拡大防止へのご協力をお願いいたします。

2 「新型コロナウイルス感染症についての相談受診の目安」と相談センターの案内について

令和2年2月17日に政府の新型コロナウイルス感染症対策本部の専門家会議において、『新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安（以下、「目安」という。）』が策定されたため、貴事業所の職員に目安の内容を共有してください。

また、利用児童またはその保護者や貴事業所の職員に目安の「2. 帰国者・接触者相談センターにご相談いただく目安」に合致される症状が見られた場合は、下記の「新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター」に相談するよう伝えてください。相談先では、新型コロナウイルスへの診療体制の整った医療機関を紹介します。

<新型コロナウイルス感染症帰国者・接触者相談センター>

電話番号	045-664-7761
受付時間	午前9時から午後9時まで（土日、祝日含む）

3 専用コールセンター（横浜市）の設置及びQ&A（厚生労働省）及びについて

（1）横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンターについて

新型コロナウイルスの特徴や予防方法など一般的な相談に対応するため、本市において、専用のコールセンターが設置されましたのでお知らせします。

<横浜市新型コロナウイルス感染症コールセンター>

電話番号	045-550-5530
受付時間	午前9時から午後9時まで（土日、祝日含む）

（2）厚生労働省ホームページの新型コロナウイルスQ&Aについて

厚生労働省ホームページに新型コロナウイルスに関するQ&Aが掲載されており、随時更新されていますので、ご一読いただくとともに、定期的にご確認ください。

<厚生労働省HP URL>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_ga_00001.html

（3）横浜市ホームページ

令和2年1月30日付通知でもお伝えしていますが、本市ホームページにも新型コロナウイルス感染症関連の内容を記載していますので、併せてご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryo/yobosesshu/kansensho/20200127coronavirus.html>

<添付>

別添1：保育所等においてこども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応について（令和2年2月18日 厚生労働省 事務連絡）

別添2：学校における新型コロナウイルスに関連した感染症対策と児童生徒等に新型コロナウイルス感染症が派生した場合の対応について（令和2年2月19日 教健第3325号）

別添3：新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

こども青少年局放課後児童育成課

担当：中澤、秦（放課後児童クラブ、放課後児童健全育成事業）

TEL：671-4446

担当：大岩、荻野・竹内（放課後キッズクラブ・はまっ子ふれあいスクール）

TEL：671-4068・671-4152

別添1

事務連絡
令和2年2月18日

各

都道府県
指定都市
中核市

 保育主管部（局）
地域子ども・子育て支援事業主管部（局） 御中

厚生労働省健康局結核感染症課
厚生労働省子ども家庭局保育課
厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応
について

保育所等（問合せ欄に記載の地域子ども・子育て支援事業を含む。以下同じ。）
において保育所等の子どもや職員（以下「子ども等」という。）に新型コロナウイルス
感染症が発生した場合、事態に迅速に対処するため、当面の間、別紙のと
おりの対応とします。

つきましては、事前に十分把握いただき、万が一新型コロナウイルス感染症
が発生した場合には、御対応よろしく願いいたします。

また、管下の保育所等に対しても周知をお願いするとともに、都道府県にお
かれましては、管内市町村（特別区を含む。）に対する周知をお願いいたしま
す。

なお、御不明な点等があれば、以下に御連絡・御相談ください。

(保育所、地域型保育事業所、一時預かり事業、病児保育事業、延長保育事業について)

厚生労働省子ども家庭局保育課

TEL : 03-5253-1111 (内線4854, 4839)

FAX : 03-3595-2674

E-mail : hoikuka@mhlw.go.jp

(利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、子育て援助活動支援事業、放課後児童クラブについて)

厚生労働省子ども家庭局子育て支援課

TEL : 03-5253-1111 (内線4966)

FAX : 03-3595-2749

E-mail : clubsenmon@mhlw.go.jp

(別紙)

保育所等において子ども等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応
(2月18日時点)

【発生情報の保育所等への連絡について】

1. 新型コロナウイルス感染症に罹患した子ども等について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条第1項の届け出を受けた都道府県、保健所を設置する市又は特別区（以下「都道府県等」という。）は、本人又は保護者の同意を得て、届け出を受けた内容について、当該子ども等が在籍する保育所等が所在する市区町村に連絡する。連絡を受けた市区町村は、当該保育所等と情報を共有する。

【登園等停止の措置及び臨時休園等の判断について】

2. 市区町村は、当該子ども等に対して、治癒するまでの間、登園等を避けるよう保護者等に要請する。また、市区町村及び保育所等は、都道府県等が行う感染経路の特定や濃厚接触者の特定等に協力する。
3. 都道府県等は、主に地域での流行早期の段階に行われる公衆衛生対策の観点からの休園等の必要性の有無について判断し、必要であると判断した場合、市区町村に対し、保育所等の全部又は一部の臨時休園等を要請する。
また、都道府県等は、感染のおそれがある子ども等について、必要と認められる場合には、市区町村を通じて保育所等に対し、登園等を避けるよう要請する。
4. 都道府県等から臨時休園等の要請がない場合であっても、市区町村は、例えば、地域ですでに感染が拡大しており、保育所等において多数の発症者がいる場合などには、保育所等運営上の対策を講じる目的などの観点から必要な臨時休園等を行うことができる。その場合には、休園等に伴う影響等を十分に考慮し、必要に応じて都道府県等と相談の上、判断することが重要である。

【地域住民や保護者への情報提供等】

5. 都道府県等は、地域の住民等に対し、正しい理解を得るための必要な情報を提供するとともに、市区町村と連携して、保育所等を通じて、保護者等に対しても同様に情報を提供する。

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。

2. 帰国者・接触者相談センターに御相談いただく目安

- 以下のいずれかに該当する方は、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続く方
(解熱剤を飲み続けなければならない方も同様です。)
 - ・ 強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある方
- なお、以下のような方は重症化しやすいため、この状態が2日程度続く場合には、帰国者・接触者相談センターに御相談ください。
 - ・ 高齢者
 - ・ 糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)の基礎疾患がある方や透析を受けている方
 - ・ 免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センターに御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、現時点で重症化しやすいとの報告はなく、新型コロナウイルス感染症については、目安どおりの対応をお願いします。

- なお、現時点では新型コロナウイルス感染症以外の病気の方が圧倒的に多い状況であり、インフルエンザ等の心配があるときには、通常と同様に、かかりつけ医等に御相談ください。

3. 相談後、医療機関にかかる時のお願い

- 帰国者・接触者相談センターから受診を勧められた医療機関を受診してください。複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖を使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。